

大口株主リスト

株主の氏名又は名称	住 所	注) 1	注) 2
		%	有・無

注) 1 株保有率(この大口株主リストには、保有株が全体の3%以上の者すべてを記載)

注) 2 備考 ~ の該当の有無を記入

(備考)

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について(昭和43年2月12日付け43化第151号別添1)」

第31条関係(認定の基準)関係

- 1 法第31条第3号中「その役員又は法人の種類に応じて通商産業省令で定める構成員の構成が保安業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある場合とは、原則として、役員及び構成員のうち次に掲げる者の合計の割合が3分の1を超える場合をいう。(法第27条第1項第4号に定める業務(自ら出勤することなく行うものに限る。)のみを行う保安機関を除く。)

液化石油ガス供給機器若しくは消費機器を製造する事業を主たる事業として行っている者又はその役職員

液化石油ガス供給機器若しくは消費機器を販売する事業を主たる事業として行っている者又はその役職員

液化石油ガス設備工事業を主たる事業として行っている者又はその役職員